

## 2. 第3次地域福祉推進計画の推進と評価

### (1) 計画の推進について

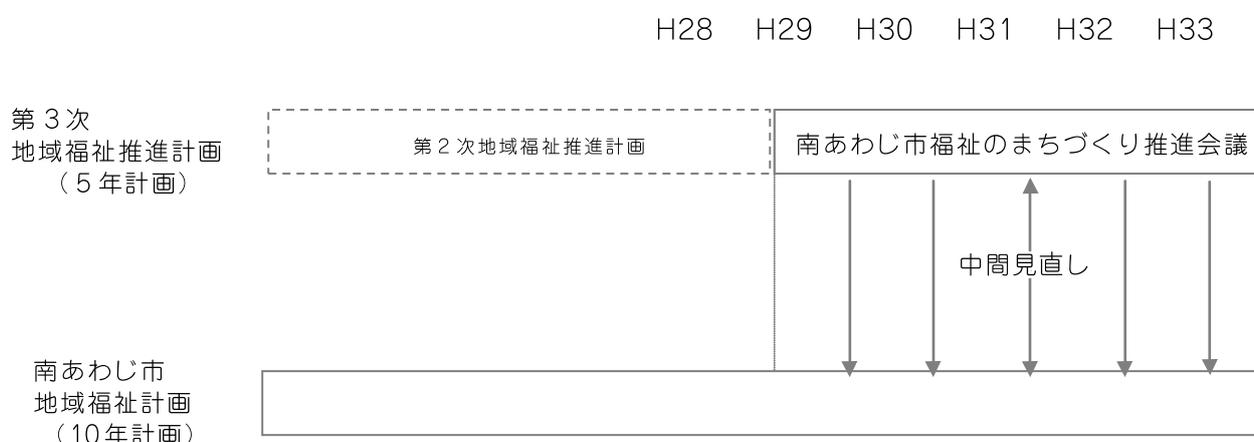
本計画の推進については、体系化された年次計画に基づき、1年、3年、5年度の事業計画の中で具体化していきます。合わせて、本計画が広く市民や関係団体に理解されるよう、概要版の配布や広報誌、ホームページで公開するとともに、あらゆる機会を通じて計画の主旨について周知を図ります。

### (2) 計画の進行管理・評価の流れ

計画期間中の社会情勢の変化とともに国、県、市の動向、地域からのニーズなどを十分にふまえて、それらに対応できるように理事会、評議員会で進捗状況の確認や進行管理、評価などを行います。

さらに、地域において解決が困難な生活課題や既存の施策では対応が困難な問題について具体的な対応の検討を行うために、「南あわじ市福祉のまちづくり推進会議」を設置します。行政を中心に各関係機関が半年に1回程度集まり、本計画の進捗状況と福祉のまちづくりの視点に基づく施策の見直しや展開について柔軟に協議していきます。

それらの意見を基に、計画の中間年度に当たる平成31（2019）年度には、社会情勢の変化などによる新たな地域福祉課題の抽出を行い、計画全体の見直しを行います。本計画は3次計画であり、平成34（2022）年度以降も第4次計画を策定し、地域福祉の推進を計画的、継続的に進めていきます。



## 第5章 行政への提言

### 1、南あわじ市における地域福祉推進に向けて

#### (1)地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画(市)の見直しと

##### 地域福祉推進計画(社協)との協働

南あわじ市においても、めまぐるしく変容する社会情勢や複雑多様化する生活課題を解決できる包括的相談支援体制を構築していくために、早期の地域福祉計画の見直しが必要です。多様な参画による計画の見直し作業を通じて、地域住民、関係団体などとの合意形成をすすめて、5年10年先を見据えた地域福祉ビジョンを構想し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の早期見直しに期待します。

また、地域福祉は、「公(行政)」と「民(住民・民間団体など)」がそれぞれの良さを活かして協働していかなければ、実現することはできません。地域福祉計画の見直しで公民共通の目標と役割分担を明確にし、「民」の立場から地域福祉を具体的に推進していくための計画として策定した地域福祉推進計画との協働と連携を図り、これからの地域福祉をすすめられる「公」「民」パートナーシップを確立していきましょう。

#### (2)総合的な企画調整機能を発揮できる市役所の体制づくり

地域福祉を進めるためには、保健・医療・福祉分野に限らず、市民の生活に関わる幅広い分野での連携が必要です。とりわけ、「人口減少・少子高齢化」と「社会的孤立・格差」という2つの大きな課題を解決するための「地域づくり」をすすめていくには、制度や組織の縦割りによる弊害を取り除き、関係部局間の強い連携が求められます。地方創生や地域振興をも福祉のまちづくりと捉えた地域福祉の視点に立ち、市民・関係団体・事業者などと行政が対等な立場で連携して取り組めるよう、総合的な企画調整機能を発揮できる市役所の体制づくりに期待します。

### (3) セーフティネットの構築と権利擁護

地域での暮らしを守るセーフティネットは、「公」「民」が協働・連携し、その役割を發揮しながら創りあげていくものですが、「民」では支援が困難なケースへの対応などへの最終的な受け皿は「公」の役割です。また、生活課題を抱える人への支援（具体的なサービスの提供など）や権利擁護は、「民」においても取り組むべき課題ですが、最終的な砦となるのは公的な機関の役割です。

「すべての人権が尊重され、一人ひとりの地域で暮らし続けたい」という願いを受けとめられるセーフティネットのしくみをつくっていきましょう。

### (4) 「民」の取り組みを支援する基盤整備と 「公」「民」協働をすすめる社協の基盤強化支援

地域での取り組みは地域や住民が主体的・自治的にすすめていくべきことですが、現状では多くの住民が参加する基盤としての総合福祉センターなどの活動拠点、それらの活動を支援する人材や財源などは十分に整備されているとはいえません。地域振興を含めたこれからの地域づくりをすすめるために、地域・住民の主体的な意識を高めながら、幅広い団体・NPO・当事者グループ、事業者などが安心して活動できる基盤整備に取り組むことを期待します。

一方、社協には、住民・関係団体・事業者などが参加できる「民」の連携を支援し、取りまとめ役としての機能を高め、「公」「民」が協議し、協働していく場としての「プラットフォーム」の役割が求められています。社協が、「地域福祉の推進団体」として中核的な役割を果たす団体として成長していくため、人材・技術・財政など、多角的な視点からの基盤強化支援を期待します。



# 資料編

・ 社会福祉協議会とは	76
・ 市民交流センターへの聞き取り調査意見まとめ(抜粋)	77
・ 南あわじ市統計データ一覧表	82
・ 南あわじ市市民交流センター区ごとの将来人口推計	84
・ 用語解説	85
・ 計画策定の経緯	90
・ 第3次地域福祉推進計画策定委員会設置要綱	91
・ 第3次地域福祉推進計画策定委員等名簿	92

## 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会(以下「社協」という)は、社会福祉法にもとづいた「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」で、全国・都道府県・市町村に設置されている民間の福祉推進団体です。

地域福祉の推進を図ることを目的に組織されており、地域で暮らす住民が主体となって、それぞれの思いや知恵などのありとあらゆる力を出し合い協力しあうことで「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまち」の実現をめざしています。

そのために、住民のみなさまや関係機関とつながり、話し合い、考え、一緒に行動し、様々なサポートを行っています。そして、これまでつながりあう機会がなかった主体同士がつながりあえるような場づくりを行います。

### 「社会福祉法」における「地域福祉」に関する規定

(第4条 地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### 「社会福祉法」における「社会福祉協議会」に関する規定

(第109条 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、 (以下略)

# 市民交流センターへの聞き取り調査の意見まとめ

実施機関：平成 28 年 9 月～10 月

聞き取り先：市民交流センター21ヶ所

身近な相談窓口や、活動拠点としての現状を把握し、今後の社協の取り組み、ネットワーク化を進めていくために市民交流センター（以下、センター）への聞き取り調査を行いました。

## 【意見】

### ①交流の場として

- 事務局での一方的な提案事業になっているので、長く続かない。実際の声が上がってきたものでないといけないと感じている。
- いきいき百歳体操などのイベントを取り入れ、来所者数が増えた。
- 料理教室では、若い世代が参加してくれた際に子どもをつれてきて盛り上がりを見せた。
- 今後、こども園にお迎えに来ているお母さんたちが公民館にも気軽に集まれるような場にしていきたい。
- 食べ物のふるまい等があると人が寄り易い。それをきっかけに、ご近所の付き合いや輪を広げていければと思う。
- 施設入所者の希望で敬老会に参加いただいた。
- 多様な公民館活動を実施しているため以前は地区以外の方も利用されていたが、交流センターに変わってからは、原則地域の方が利用してもらう流れに移行したいと考えている。

### ②情報を入手活用できる場として

- チラシは随時自治会を通じて全世帯に配布している。
- 行事のチラシを隣保回覧している。
- 窓口には、自治会長、民生委員、駐在など多くの住民が訪れるため、地域の情報は豊富である。
- 近隣に小学校・保育所、診療所、農協などがあるため、用事のついでに寄ってくれる方も多く、情報が集まる。

### ③学ぶ場として

- 防災訓練では家庭用消火器を用い、5人1チームで競技を実施（他にも、大声、水消火器、勝った人には商品）したことで、実際に火が発生した際も、焦ることなく対処することができた。
- 住民アンケートをもとに、研修会や視察研修などを開催できるよう検討している。
- 今後、介護や福祉の学習の機会も実施していきたいと考えている。
- 地域づくり協議会が主体になって、学習会を行った。

#### ④活動を生みだす場として

- 地域づくり協議会の活動は広報活動、敬老会、健康づくり教室などで、部会は作っていない。
- 地域づくり協議会に部会制はとっていないが、今後は部会を作っていきたいと考えている。  
現在は監事会で了承をもらってから地域づくり協議会で協議している。
- 地域づくり協議会（地域振興部会、健全育成部会、防災・広報部会）＋公民館活動で活動を展開している。
- 地域づくり協議会でこの度夏祭りを実施した。若い世代から提案し、実行委員会を作り実施した。
- アンケート調査を実施し、出来ることから活動していこうと考えている。
- 住民の主体性をどう引き出していくかが大きな課題。またこれからは色んな住民が参加できるような仕組みが必要。
- 地域づくり協議会ができたが、住民の人は“自分たちがしないといけない”と必要性を感じていない。地域づくりとは、何かあった時に団結できて、対応できるように日頃から活動しておくことだと考えている。
- 地域づくり協議会の活動も事務局が提案しているので、主体的な活動にはなっていない。
- 決まった人に来てもらうのではなく、みんなが参加できるような活動を展開している。
- 有志組織も活動が活発である。

#### ⑤相談できる場として

- 来所者は高齢者層が多い。
- 以前は出張所でできていた手続きが交流センターになったことでできなくなったため、来所される方の数は減少している。
- センターになり、住民票の発行などの窓口業務や、自治会の業務が増えたため来所者数は増加傾向にある。
- センターの役割に相談業務は位置づけられていないので、実際のところ相談はない。
- 住民も以前が市役所の出先であったこともあり、交流センターへの切り替えができずそのまま相談に来られるケースが多い。
- 個人の問題はセンターには入ってこないのが、恐らく民生委員に相談しているのではないかと。ただし、多くはないと思う。あるいは、市議会議員を通して行政につないでいるケースもある。
- 相談に来たらできる限りの対応や、市役所へ確認はするが、できないことは本庁舎に行ってもらうように伝えている。
- 高齢者などが市への申請書などの手続きに訪れることがあり、その時は電話で担当課と連絡をとるなりして、窓口で書類の作成などのお手伝いを行っている。
- 市の取り次ぎを補完する役割を担っているが、すべて（現金の受取など）が出来ないためクレームはある。
- 地域の問題に関しては、行政に要望書を出すなど解決できるよう手助けしている。
- 来た相談をどこにつないだらいいのか分からない場合もある。
- 旧町の総合窓口センターや社協がなくなったことで、辰美校区の住民からするととても遠い存在になってしまった。センターの存在は知っているが、不便さはある。

- 個人の相談は近くの人には言わないのではないか。現実的に相談場所はないと思う。
- 住民の人がセンターの職員の顔を知っているかどうかで窓口に来る割合も変わると思う。
- 今までは総合窓口センター→社協の流れがあったが、現在は民生委員→行政、社協の流れになっているのではないかと。民生委員には近すぎて相談できない人もいるので、相談窓口としての限界はある。
- 公民館にやってくるのは、元気な人が多い。相談できる人は良いが、埋もれている人もいるのでは…。
- 相談先がなくなってしまうと、交通の便からも市役所窓口には行けない人もいる。そのような相談が民生委員のもとにあればよいが…。
- 地域の問題は年に1回程度社協も交えて話しができ、個人の問題は頻繁に専門職と話し合える場があると良い。
- 情報交換のネットワークを作って広げていく必要がある。

## ⑥協働できる場として

- 自治会や老人クラブ（老人クラブは書類作成）の事務を請け負っているため、各団体の内情を知っており、センター職員が団体間に入ることによってスムーズに動きやすい。
- 倭文まちづくり協議会の県民交流広場事業が終わり、予算がなくなってしまうのはいるが地域づくり協議会の構成員に入っており、夏祭りを一緒に開催している。
- 実施する事業については、実施事業の企画運営、振り返りについては各部会で協議し、案を基に地域づくり協議会で提案している。実行部隊は地域づくり協議会である。
- 地域づくり協議会では、委員全員で企画運営し実施している。

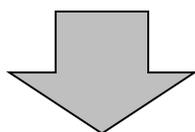
## ⑦その他

### 【センターの今後について】

- 既存組織を強化する、ネットワークを強化することが地域づくりには大切だと考えている。
- 各部会と協議会の全体的なつながりを持たせていくのが今後の課題である。
- 住民アンケートも実施したが、それよりも定期的に話し合いのできる環境が必要である。
- 無理して強引に押し進めていくと事業自体がつぶれてしまうため、ニーズや意向を確認しながら出来たらと考えている。
- 市民交流センターが人が集まる場所になれるよう、人を引きつけられるイベントを今後もできたらと考えている。
- 小学生が学校帰りに寄ってもらえるような、誰もが気安くふらっと立ち寄れるセンターを目指している。
- 郡部でも地域づきあいが希薄になり過ぎている。イベントを介して災害時等いざという時の協力し合える形を作っていくといけない。人と人の出会う場の提供を地域づくり協議会で行っていききたい。

## 【地域の現状について】

- 交通の問題は深刻であり、特に津井から伊加利に抜けるバスがなく、バス停まで遠い家庭も多い。有志で送迎サービスなどを始められたらと思っているが、なかなか活動には踏み出せていないのが現状。
- マンションなども増えており、人口減少は他地区に比べてなだらかである。納涼祭などイベントと一緒に汗をかくことで、多様な世代が共存できるまちづくりをしていきたい。(賀集)
- 高齢化率の上昇が激しい。(10年後28%、20年後40%…背景には若い世代が地区に戻ってこない、新しい世帯の入居が見込めないなど)(潮美台)
- 毎月常会を実施している。常会には各世帯の戸主が出席。祭りや清掃についての情報を共有。高齢の一人暮らしの方も出席しているため、出席されていない場合は近隣の方が情報を把握している。(灘)
- NPO法人が地域で活動中であり、移送サービスや交流カフェなどの活動を実施。(灘)
- 500軒中、200軒以上が空き家である。少子高齢化・産業の衰退など課題を多く抱えている。少しでも子どもが増えて住み続けられる地域になればよい。(沼島)



センターの聞き取り調査において、センター単位で交流や学習の機会があり、多くの住民が気軽に利用していることや、センターが住民の活動の場として地域づくりの中核を担っていることがわかりました。また、住民からの相談に対し、つなぎ先がわからない、対応できないなどの意見がありました。

こういった意見を反映し、第3次地域福祉推進計画では、さらに地域づくりの中核であるセンターとのつながりを強化するとともに、SOSを出せずにいる人を早期に把握する仕組みや相談をワンストップで対応できるネットワークを構築していきます。



# 南あわじ市 統計データ 一覧表

項 目	南あわじ市内数	広田	倭文	松帆	湊	津井	阿那賀	丸山	伊加利	西淡志知	
人口	49,046人	6,077人	1,628人	4,234人	1,891人	1,459人	564人	852人	434人	1,141人	
世帯数	住民基本台帳数	19,128世帯	1,674世帯	600世帯	1,635世帯	737世帯	538世帯	228世帯	366世帯	176世帯	422世帯
	自治会加入数	14,637世帯	1,110世帯	549世帯	1,363世帯	678世帯	475世帯	236世帯	353世帯	159世帯	349世帯
年少人口・0～14歳（年少人口率）	5,929人 12.08（%）	918人 15.1（%）	220人 13.51（%）	540人 12.75（%）	195人 10.31（%）	171人 11.72（%）	62人 27.19（%）	51人 5.98（%）	31人 7.14（%）	120人 10.5（%）	
生産年齢人口・15～64歳（生産年齢人口率）	27,308人 55.67（%）	3,466人 57.03（%）	876人 53.8（%）	2,298人 54.27（%）	1,045人 55.26（%）	760人 52.09（%）	300人 53.19（%）	417人 48.94（%）	221人 50.92（%）	662人 581（%）	
高齢人口65歳以上（高齢化率）	15,809人 32.23（%）	1,158人 27.9（%）	532人 32.7（%）	1,396人 33.0（%）	651人 34.4（%）	528人 36.2（%）	202人 35.8（%）	384人 45.1（%）	182人 41.9（%）	359人 31.5（%）	
隣保数及び自治会数	204自治会	23自治会	6自治会	13自治会	7自治会	6自治会	4自治会	7自治会	6自治会	7自治会	
（うち限界集落数）	自治会	自治会	自治会	自治会	自治会	自治会	自治会	自治会	自治会	自治会	
老人クラブ数	199グループ	14グループ	5グループ	13グループ	9グループ	5グループ	7グループ	7グループ	3グループ	7グループ	
民生児童委員数	148人	15人	5人	10人	7人	5人	2人	3人	2人	3人	
主任児童委員数	9人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	
民生児童協力員数	298人	30人	10人	20人	14人	10人	4人	6人	4人	6人	
生活保護世帯数	223世帯	22世帯	7世帯	19世帯	10世帯	1世帯	1世帯	6世帯	2世帯	3世帯	
要介護認定者数	要支援1・2	946人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	要介護1	716人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	要介護2	487人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	要介護3	390人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	要介護4	362人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	要介護5	293人	人	人	人	人	人	人	人	人	
障害者手帳数	身障手帳	2,227人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	療育手帳	389人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	精神保健福祉手帳	229人	人	人	人	人	人	人	人	人	
独居高齢者世帯数	世帯	81世帯	59世帯	99世帯	72世帯	42世帯	27世帯	36世帯	28世帯	21世帯	
母子家庭数（児童扶養手当の申請者数）	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
保育園・幼稚園・子ども園児数	1,435人	153人	49人	167人	30人	36人	人	人	26人	31人	
小学校児童数	2,427人	409人	87人	217人	59人	人	人	人	人	人	
中学校生徒数	1,350人	237人	32人	人	人	人					
障害児学級数・人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
外国人数	(246世帯) 282人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
生活福祉資金貸付人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
福祉サービス利用援助事業利用者数	15人	0人	0人	1人	1人	0人	1人	1人	0人	0人	
配食サービス(食の自立支援事業)利用者数	95人	17人	2人	4人	6人	7人	5人	5人	5人	1人	
サロン数	60ヶ所	8ヶ所	2ヶ所	8ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	3ヶ所	ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	
ボランティア登録者数	2,653人										

平成28年3月現在

榎列・倭文	八木	市	神代	三原志知	福良	賀集	北阿万	潮美台	阿万	灘	沼島
4,227人	3,698人	4,008人	2,948人	754人	5,188人	3,794人	1,906人	1,526人	3,204人	659人	490人
1,481世帯	1,451世帯	1,505世帯	1,096世帯	265世帯	2,452世帯	1,469世帯	682世帯	595世帯	1,245世帯	283世帯	228世帯
1,050世帯	826世帯	932世帯	717世帯	216世帯	1,972世帯	936世帯	555世帯	515世帯	1,184世帯	249世帯	228世帯
573人 13.55(%)	467人 12.62(%)	576人 14.37(%)	386人 13.09(%)	76人 10.00(%)	455人 8.77(%)	469人 12.36(%)	249人 13.06(%)	178人 11.66(%)	381人 9.83(%)	40人 6.06(%)	31人 6.32(%)
2,487人 58.83(%)	2,176人 58.84(%)	2,309人 57.60(%)	1,652人 56.03(%)	412人 54.64(%)	2,567人 49.47(%)	2,148人 56.61(%)	1,071人 56.19(%)	1,044人 68.41(%)	2,044人 52.91(%)	329人 49.92(%)	人 (%)
1,167人 27.6(%)	1,055人 28.52(%)	1,123人 28.0(%)	910人 30.9(%)	266人 35.3(%)	2,166人 41.8(%)	1,177人 31.0(%)	586人 30.7(%)	304人 19.9(%)	1,148人 37.2(%)	290人 44.0(%)	225人 45.9(%)
8自治会	12自治会	10自治会	16自治会	6自治会	22自治会	17自治会	6自治会	2自治会	9自治会	14自治会	5自治会
自治会	自治会	自治会	自治会	自治会	自治会	自治会	自治会	自治会	自治会	自治会	自治会
12グループ	11グループ	12グループ	10グループ	3グループ	18グループ	19グループ	10グループ	1グループ	22グループ	5グループ	5グループ
9人	9人	10人	8人	2人	20人	11人	8人	2人	12人	5人	4人
0人	1人	0人	0人	1人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人
17人	17人	20人	17人	4人	40人	22人	15人	4人	24人	11人	8人
7世帯	32世帯	18世帯	7世帯	1世帯	53世帯	17世帯	2世帯	0世帯	10世帯	4世帯	8世帯
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
71世帯	87世帯	68世帯	64世帯	9世帯	319世帯	99世帯	64世帯	18世帯	120世帯	46世帯	42世帯
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
122人	125人	164人	103人	38人	126人	99人	71人	人	86人	人	9人
224人	人	人	人	人	209人	187人	163人	人	158人	人	8人
人					人	人	人				10人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
7人	3人	0人	4人	1人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
5人	3人	1人	3人	0人	25人	2人	4人	1人	7人	0人	0人
5ヶ所	3ヶ所	2ヶ所	3ヶ所	ヶ所	7ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	4ヶ所	4ヶ所	2ヶ所

## 南あわじ市 市民交流センター区ごとの将来人口推計

			現在 (2015年3月31日)			10年後			20年後		
			女	男	合計	女	男	合計	女	男	合計
1	広田	人口	2310	2178	4488	2109	1988	4098	1896	1776	3672
		65歳以上人口	648	481	1129	652	491	1142	679	503	1182
		65歳以上人口割合 (%)	28.1	22.1	25.2	30.9	24.7	27.9	35.8	28.3	32.2
2	倭文	人口	884	765	1649	792	685	1477	687	585	1272
		65歳以上人口	287	219	506	298	242	540	282	200	483
		65歳以上人口割合 (%)	32.5	28.6	30.7	37.7	35.3	36.6	41.1	34.3	37.9
3	松帆	人口	2247	2026	4273	1965	1787	3752	1684	1519	3203
		65歳以上人口	785	584	1369	789	620	1408	727	572	1300
		65歳以上人口割合 (%)	34.9	28.8	32.0	40.1	34.7	37.5	43.2	37.7	40.6
4	湊	人口	989	946	1935	868	836	1704	741	704	1445
		65歳以上人口	343	290	633	348	283	631	325	259	585
		65歳以上人口割合 (%)	34.7	30.7	32.7	40.1	33.8	37.0	43.9	36.8	40.5
5	津井	人口	782	699	1481	669	613	1282	557	511	1068
		65歳以上人口	292	215	507	300	228	528	259	190	450
		65歳以上人口割合 (%)	37.3	30.8	34.2	44.8	37.2	41.2	46.6	37.2	42.1
6	阿那賀	人口	295	280	575	256	239	495	212	203	415
		65歳以上人口	112	87	199	109	86	195	92	77	169
		65歳以上人口割合 (%)	38.0	31.1	34.6	42.5	36.1	39.4	43.6	38.0	40.9
7	丸山	人口	447	421	868	380	346	726	300	264	564
		65歳以上人口	202	169	371	207	167	374	171	129	300
		65歳以上人口割合 (%)	45.2	40.1	42.7	54.5	48.2	51.5	56.9	49.0	53.2
8	伊加利	人口	239	213	452	195	176	371	157	142	299
		65歳以上人口	106	77	183	98	76	174	79	64	143
		65歳以上人口割合 (%)	44.4	36.2	40.5	50.0	43.1	46.7	50.1	45.2	47.8
9	西淡志知	人口	576	586	1162	508	507	1014	434	430	864
		65歳以上人口	197	157	354	198	160	358	197	144	341
		65歳以上人口割合 (%)	34.2	26.8	30.5	38.9	31.5	35.2	45.4	33.5	39.5
10	榎列・倭文	人口	2164	2102	4266	1945	1892	3837	1714	1647	3361
		65歳以上人口	643	495	1138	665	551	1216	692	531	1223
		65歳以上人口割合 (%)	29.7	23.5	26.7	34.2	29.1	31.7	40.3	32.2	36.4
11	八木	人口	1864	1802	3666	1674	1611	3285	1469	1390	2859
		65歳以上人口	573	479	1052	595	488	1082	596	470	1065
		65歳以上人口割合 (%)	30.7	26.6	28.7	35.5	30.3	33.0	40.6	33.8	37.3
12	市	人口	2126	1920	4046	1927	1740	3667	1710	1534	3245
		65歳以上人口	621	489	1110	652	487	1139	635	463	1097
		65歳以上人口割合 (%)	29.2	25.5	27.4	33.8	28.0	31.1	37.1	30.2	33.8
13	神代	人口	1549	1449	2998	1372	1289	2660	1195	1095	2290
		65歳以上人口	504	392	896	542	428	970	489	384	873
		65歳以上人口割合 (%)	32.5	27.1	29.9	39.5	33.2	36.4	41.0	35.0	38.1
14	三原志知	人口	391	369	760	338	323	661	283	265	548
		65歳以上人口	140	112	252	161	132	294	141	99	240
		65歳以上人口割合 (%)	35.8	30.4	33.2	47.6	41.0	44.4	49.7	37.3	43.7
15	福良	人口	2741	2514	5255	2280	2108	4387	1823	1691	3513
		65歳以上人口	1247	901	2148	1092	839	1931	899	710	1608
		65歳以上人口割合 (%)	45.5	35.8	40.9	47.9	39.8	44.0	49.3	42.0	45.8
16	賀集	人口	2001	1787	3788	1755	1579	3334	1518	1360	2878
		65歳以上人口	650	482	1132	657	520	1177	630	470	1100
		65歳以上人口割合 (%)	32.5	27.0	29.9	37.4	32.9	35.3	41.5	34.6	38.2
17	北阿万	人口	990	933	1923	876	829	1705	755	720	1475
		65歳以上人口	334	259	593	321	271	592	318	253	571
		65歳以上人口割合 (%)	33.7	27.8	30.8	36.6	32.7	34.7	42.1	35.2	38.7
18	潮美台	人口	774	736	1510	751	698	1449	693	623	1316
		65歳以上人口	144	131	275	225	191	416	305	224	530
		65歳以上人口割合 (%)	18.6	17.8	18.2	29.9	27.4	28.7	44.1	36.0	40.2
19	阿万	人口	1706	1564	3270	1458	1355	2813	1210	1143	2353
		65歳以上人口	669	477	1146	657	488	1145	558	444	1002
		65歳以上人口割合 (%)	39.2	30.5	35.0	45.1	36.0	40.7	46.1	38.8	42.6
20	灘	人口	354	332	686	278	276	554	210	220	431
		65歳以上人口	178	117	295	141	127	267	113	102	215
		65歳以上人口割合 (%)	50.3	35.2	43.0	50.6	45.8	48.2	53.5	46.4	49.9
21	沼島	人口	242	251	493	199	201	399	155	157	313
		65歳以上人口	114	109	223	92	89	182	70	72	142
		65歳以上人口割合 (%)	47.1	43.4	45.2	46.5	44.5	45.5	45.2	45.7	45.5
南あわじ	人口	25671	23873	49544	22595	21076	43671	19405	17980	37385	
	65歳以上人口	8789	6722	15511	8796	6962	15758	8258	6361	14619	
	65歳以上人口割合 (%)	34.2	28.2	31.3	38.9	33.0	36.1	42.6	35.4	39.1	

資料提供：南あわじ市地域包括支援センター「地域づくりと支え合い」

# 用語解説

## あ行

### 「淡路障害者自立支援協議会くらす連絡会」

淡路障害者自立支援協議会地域ネットワーク部会に、「障がいがあっても住みなれた地域で自分らしく暮らし続ける」ことを実現させるために設置された。当事者一人ひとりの思いに耳を傾け、当事者同士でその思いを共有し、当事者一人ひとりの生活全体を総合的に支援できるサービスの改善や設置・開発に向けた提言を行うことを目的に開催している。事務局は社協が担っている。

### 「イコールフットィング」(Equal footing)

同等の条件。また、条件の同一化。商品・サービスの販売で、双方が対等の立場で競争が行えるように、基盤・条件を同一にすることなどをいう。

### 「NPO」(Non-Profit Organization)

ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない社会的な使命をもった団体の総称。「民間非営利団体」と呼ばれる場合もある。広義のNPOの中には、社会福祉法人、学校法人、医療法人等の公益法人を含むが、狭義のNPOは、市民たちの自発性に基づくボランティアグループや市民活動団体といった組織をさすことが一般的。また、こうした市民活動団体の中には特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく法人格を持つ組織（特定非営利活動法人、通称ではNPO法人）がある。なお、「非営利」は「無償」ではなく、給料を払って職員を雇用することもでき、スタッフの活動に対して人件費を払うことや、収益活動も行える。

## か行

### 「介護支援専門員（ケアマネジャー）」

要支援又は要介護と認定された人が、適正かつ効果的にサービスが受けられるよう、介護サービス計画（ケアプラン）の作成等に従事し、市町村やサービス事業所などとの連絡・調整を行う専門職。

### 「ガバナンス」(governance)

組織統治。組織が主体的に自らを健全に統治すること。一般的には経営の透明性の確保、利害関係者への説明責任の徹底、迅速かつ適切な情報開示、経営者及び管理者の責任の明確化、内部統制の確立の5つの項目が挙げられる。

### 「協働」

複数の個人や集団が、それぞれのもつ制約を超えて、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。パートナーシップともいう。

## 「共同募金」

社会福祉法（旧・社会福祉事業法）第 113 条に定義される第 1 種社会福祉事業。区域内（＝兵庫県）における地域福祉の推進を図る（社会福祉法第 112 条）ことを目的として、募金及び配分を実施。共同募金の実施期間は、厚生労働省の告示により 10 月 1 日から 12 月 31 日まで。共同募金は、民間のボランティアによって集められ、地域福祉事業を実施する民間団体に配分するという特徴がある。

## 「経営会議」

一般的には、現在の経営状況や今後の経営方針などについて報告・議論・決定を行う会議、経営者陣が結集する組織トップの会議などを意味する。

## 「権利擁護」

「権利」とは自分の自由意志で、自分の暮らし方を選び、決定する権利。「擁護」とは守ること。

## 「コミュニティ」(Community)

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。

## 「コミュニティワーカー」

地域住民の生活問題の解決のため、自主的・主体的活動を、側面から援助する専門的な福祉職のこと。

## さ行

### 「支え合い(防災)マップ」

住民のふれあいや助け合いの実態を、地元の人から聞き取り、住宅地図に記入して、地域にどんな福祉課題があり、対応しているか知るためのツール。その結果をもとに、自分たちの地域に目を向け、取り組みや活動につなげていくもの。

### 「市民交流センター」

市内 21 地区の地区公民館内において、地域コミュニティ支援機能、市役所窓口サービスの補完機能、公民館活動機能の 3 つの機能をあわせ持ったセンター。

### 「社会保障推進プログラム法」

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」。国民の暮らしに直接かかわる「医療」「介護」「少子化対策」「年金」の 4 つの分野で改革を進めるための法律。

### 「障害者虐待防止法」

障がい者に対する虐待を禁止するとともに、虐待の防止・早期発見を国や自治体の責務として定める法律。虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合に、自治体へ通報することを義務（努力義務）として課している。また、通報を受けた自治体はすみやかに事実確認を行い、対応措置を講じなくてはならない。障害者虐待防止法の施行を受け、全国各市町村には、障がい者虐待に関する通報を受ける窓口として「障害者虐待防止センター」が設置されている。

### 「障害者自立支援協議会」

障がい者福祉に関する福祉、医療、教育などの関係機関が障がい者の支援体制や情報共有を目的とした、障害者総合支援法に基づいた組織。淡路島では3市が連携し組織しており、部会に分かれ協議を重ねている。

### 「生活支援員」

日常生活自立支援事業において、利用者宅を定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや預金のお出し入れなどのサポートを行うため雇用契約を結んだ援助者のことをいう。

### 「生活支援コーディネーター」

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

### 「生活困窮者自立支援制度」

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に基づき、平成27年4月より新たに実施されている支援制度。この制度では、失業や就職活動の行き詰まり等の事情で経済的な困窮状態に陥っている者（生活困窮者）を対象に自立に関する相談支援や就労に関する支援を実施することにより、生活困窮者の「自立の促進」を図っていくことを目的としている。専門相談員が課題解決に向けた必要な支援を提供できるようにするため支援計画を作成し、関係機関との連携を図りながら、作成した支援計画に基づいた支援を実施する。

### 「セーフティネット」(safety net)

「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、安全や安心を提供するための仕組みのこと。生活保護制度はその特性から「最後のセーフティネット」と呼ばれている。

### 「相談支援専門員」

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う専門職。

## た行

### 「地域公益活動」

社会福祉法人が取り組む社会福祉事業として制度化されていない福祉サービスを地域のニーズを踏まえて無料又は低額な料金により供給する事業のことをいう。市内では社会福祉法人連絡協議会が組織され、社会福祉法人による地域社会への貢献を目的に、情報交換会や勉強会の開催、各福祉施設の特性を活かし、連携した地域での相談窓口づくりをすすめている。※詳しくはP 27 参照

### 「地区カルテ」

地域の情報を「診療簿」にたとえ、人口や高齢化率など数値データだけではなく、ふれあい・いきいきサロンや公民館活動、商店など地域資源や情報を紙面化したもの。

## な行

### 「内部留保」

企業などが獲得してきた利益のうち、投資にも配当にも回していない利益のこと。将来の投資や損失に備え、あるいは用途を保留することにより、利益剰余金を積み上げること。企業では利益剰余金などのことを指す。

### 「ニーズ」(Needs)

生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・文化的・社会的な要求のこと。欲求、必要、要求などと訳される。

### 「ニート」(Not in Education, Employment or Training)

15～34歳までの非労働力人口のうち通学・家事を行っていない者を指しており、「若年無業者」と呼称している。

### 「日常生活自立支援事業」

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

## は行

### 「パートナーシップ」(Partnership)

協力関係。共同。提携。

### 「プラットフォーム」(Platform)

地域福祉の担い手である住民・関係団体・事業者・行政などが幅広く参加し、情報交換や話し合いなどを行いながら、連携を図っていく場のこと。また、さまざまな団体や個人が連携して問題を解決する仕組み。

## 「ホームヘルパー」

介護が必要な虚弱や寝たきり、認知症などの高齢者や障がい者の居宅を訪問し、身体介護や生活援助、外出時における移動の介護、相談・助言、その他必要な日常生活上の援助を行う。いつまでも安心して生活することができるよう援助するとともに、家族などの介護の負担の軽減を図る専門職。

## ま行

### 「まちひとしごと創生法」

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための法律。

## や行

### 「要援護者」

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦などがあげられている。

## ら行

### 「レスパイト（休息）支援」

在宅介護の要介護状態の方（利用者）や障がい者などが福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。介護者がほっと一息つくことで心も身体もリフレッシュし、介護疲れや共倒れを防ぐことができること、利用者も気分転換や家族の介護を客観的に見ることができるといった効果がある。

## わ行

### 「ワンストップ」

1か所で用事が足りること。1か所で何でも揃うこと。ワンストップで対応できる相談窓口とは、高齢者や障がい者などを問わず、あらゆる相談に対応する総合相談窓口のことを言う。

## 計画策定の経緯

### 《策定委員会》

開催日		
第1回	平成28年 6月21日	(1) 正副委員長の選任 (2) 南あわじ市社会福祉協議会の現状について (3) 地域福祉を巡る情勢と地域に求められる取り組みについて (4) 第2次地域福祉推進計画について～現状と内部評価～
第2回	平成28年 8月24日	(1) 私の意見タイム（それぞれの活動発表） (2) 灘地区地域づくり協議会の活動について (3) 意見交換
第3回	平成28年 10月19日	(1) 寸劇を通して現状の整理 (2) 市民交流センターへの聞き取り調査について (3) 社会情勢について (4) 意見交換
第4回	平成28年 12月20日	(1) 寸劇を通して計画の全体像の共有 (2) 計画の体系表について (3) 意見交換
第5回	平成29年 2月28日	(1) 計画素案について (2) 意見交換
第6回	平成29年 3月16日	(1) 計画の承認について (2) 計画の推進について

### 《調査活動》

身近な相談窓口や、活動拠点としての現状を把握し、今後の社協の取り組み、ネットワーク化を進めていくために市民交流センターへの聞き取り調査を行いました。

## 社会福祉法人 南あわじ市社会福祉協議会 第3次地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

### (目的・設置)

第1条 社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、「みんなで考え みんなでつくる 笑顔のまち」を福祉目標として第2次地域福祉推進計画に基づく活動を推進中であるが、より柔軟に当事者、住民、地域関係機関、団体等と連携し福祉のまちづくりを進めていくために、社協会長の諮問に応え南あわじ市社会福祉協議会第3次地域福祉推進計画を策定することを目的に設置する。

### (名称)

第2条 この委員会は、社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会第3次地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (委員会の任務)

第3条 この委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 第2次地域福祉推進計画の評価・見直しに関すること
- (2) 計画策定に必要な調査研究、協議を行うこと
- (3) 計画策定にあたって、関係者の意見を聴取し調整を行うこと
- (4) 計画策定に必要な事務を行うこと
- (5) その他、社協会長が必要と認めた事項

### (委員会の構成)

第4条 この委員会は、社協会長が委嘱した委員20名以内をもって組織する。

- 2 委員会に委員長1名、副委員長1名をおき、委員の互選により選任する
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を統括する
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する
- 5 委員会に計画策定作業に必要な原案を作成するため作業部会を設ける

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から答申をもって終了する。

- 2 委員に欠員が生じた場合は補充するものとし、前任者の残任期間とする

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことはできない
- 3 議事については、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる

### (関係者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付則 1. この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

2. 委員の任期については、第5条の定めに関わらず答申後も社協が推進委員会を組織するまでの間、計画の推進に関する意見調整並びに理事会等の諮問に応えるものとする。

3. 最初に招集する委員会は、第6条第1項の定めにかかわらず社協会長が招集する。

### 第3次地域福祉推進計画策定委員会名簿

	氏名	選出分野	所属	備考
1	鳥井美佳子	保健	洲本健康福祉事務所地域保健課	
2	橋田 友孝	医療	南あわじ市医師会	
3	河本 成央	団体・企業	コープこうべ 協同購入センター淡路	平成29年1月より 中西正志様に交代
4	○吉見 公男	民生委員	南あわじ市民生委員児童委員連合会	
5	藤岡 崇文	教育	南あわじ市教育委員会	
6	川淵 典久	福祉	南あわじ市社会福祉法人連絡協議会	
7	後藤 直子	当事者	南あわじ市手をつなぐ育成会	
8	橋本 剛旺	当事者	身体障害者福祉協会緑支部	
9	出田 洋子	子育て	子育てママクラブ	
10	清水 昭男	地域	南あわじ市連合自治会	
11	西田 光	地域	市民交流センター（地域づくり協議会）	
12	西川ふくゑ	ボランティア	ボランティア活動者	
13	亀井 良子	ボランティア	ボランティア活動者	
14	太田 康文	NPO 法人	NPO法人淡路國プロジェクト	
15	武田 知香	市行政	南あわじ市地域包括支援センター	
16	澤田 浩明	市行政	南あわじ市福祉部福祉課	
17	前川 倫章	市行政	南あわじ市市民部市民課	
18	登里 倭江	社協	南あわじ市社会福祉協議会理事	
19	◎青木 将幸	知識	青木将幸ファシリテーター事務所	
20	松本 裕一	アドバイザー	兵庫県社会福祉協議会地域福祉部	

◎委員長 ○副委員長

## おわりに

第3次地域福祉推進計画をつくるにあたって、合計6回の策定委員会が開催されました。委員のみなさまには、それぞれの立場、職場、専門分野から、忌憚のない発言をたくさんいただきました。心より感謝申し上げます。

計画をつくるプロセスで、よく聞こえてきたのは「社協（社会福祉協議会）がいったい何をやっているのか、よくわからないし、地域でも理解されていない」という声でした。実際、計画策定委員の委員長という大役をまかされた私自身も、社協の全体像をつかみかねていました。

しかし、第2次計画の振り返りや、第3次の計画をつくるなかで事業の説明を受けてみると「自分たちの見えないところで、社協がこんなにも働いているんだ」「南あわじの福祉を底支えているのは、社協だった！」と驚くことがたくさんありました。最終回にあたる6回目の策定委員会を終えたときには「社協だけにまかせるのではなく、私たちもいっしょに動いてゆこう」という声は何人もの委員さんから聞こえました。

南あわじ市の平穏で幸せな暮らしの背景には、見えないところで機能しているたくさんの方々の福祉ワーカーがいて、ちょっとした変化に気づき、利用者の気持ちに寄り添って福祉サービスを続け、必要な関係機関や人をつなぐ日々の努力があったのです。私たち住民にできることは、社協の役割やがんばりをもっとよく理解して、応援し、有機的につながってゆくことではないかと思えます。

この計画が、南あわじ市に暮らす全ての方々の、幸福と、安心・安全につながってゆくことを祈念いたします。計画策定に関わって下さったみなさま、本当にありがとうございました。

平成 29 年 3 月

第3次地域福祉推進計画策定委員会

委員長 青木将幸

**社会福祉法人 南あわじ市社会福祉協議会**  
**第3次地域福祉推進計画**

発行日 平成29年4月

編集・発行 社会福祉法人 南あわじ市社会福祉協議会

〒656-0192

兵庫県南あわじ市広田広田1064番地

TEL：0799-44-3007／FAX：0799-44-3037